

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		勤労青少年以外の者に係る使用の許可		
根拠例規及び条項		多治見市勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例(昭和43年条例第9号)第5条		
所 管 部 課 名		経済部 産業観光課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	・ 勤労青少年福祉法(昭和45年法律第98号)第15条第3項 ・ 勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準(昭和62年基発第36号) ・ 多治見市勤労青少年ホーム利用規則(昭和43年規則第21号)第7条第1項		
	基 準	次に該当する場合には、許可しない。 1. 勤労青少年の使用に支障が生ずるおそれのある場合 2. 政治的又は宗教的活動に使用するおそれのある場合 3. 伝染性の疾病又は精神に異常があると認められる場合 4. 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められる場合 5. 営利を図る目的で利用するおそれのある場合 6. その他管理上支障があると認める場合		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 3～5日程度(注:休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日(機関名) 協議機関 日(機関名) 処分機関 3～5日		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	
備 考				